



「核なき世界に向かって」 — 日本政府の取り組み —

外務省 軍縮不拡散・科学部長 相川 一俊 氏

(平成28年6月20日 於日本記者クラブ)



私は昨日までヨーロッパでいくつかの政府会議や政府と民間の方々によるセミナーに出してきました。日本国内ではオバマ米大統領の広島訪問や4月のG7外相会合での広島宣言など新たな動きで「核軍縮に大きな弾みがついた」と見る向きが多いようですが、ヨーロッパにはそういう高揚感は見られませんでした。

逆に6月に2年ぶりに開かれるNATO（北大西洋条約機構）首脳会議で核抑止の重要性を新たに見直そうという動きもバルト三国やポーランドなど東欧諸国を中心に出ており、状況は核軍縮より核抑止の強化に向いている気もします。そういう中で、日本がどういう形で核軍縮を進めるか、政府としての考えをお話しさせていただきます。

世界には1万5千発の核弾頭がある

今全世界には配備済みその他を合わせて核弾頭が大体15,395発あると最近のスウェーデンのシンクタンクのSIPRI（ストックホルム国際平和研究所）が出しています。その93%はアメリカとロシアです。それぞれ配備済みがアメリカは約1,900発、ロシアは約1,700発。その他を合わせて両方も約7,000発となっています。冷戦の一番激しい時には米露で約8万発の核弾頭があった水準からは大幅に減らしたということかと思いますが、それでも世界を何回か破壊できる核兵器が実際に存在し、その多くが配備されている現状は変わっていないということです。

核軍縮と核不拡散に関しては国際的、普遍的な枠組みとしてNPT（核兵器不拡散条約）があります。

非核兵器国は核を持たないという核不拡散義務があつてIAEA（国際原子力機関）の非常に厳しい査察の下にあるという義務を負っています。他方で、核兵器国はNPT条約6条にあるように、核軍縮に関して効果的な措置について誠実に交渉する義務がある。そして全ての国は原子力の平和的利用の権利を有している、という三本柱で、これを中心に核軍縮・不拡散体制ができています。

NPT第6条の「核軍縮にかかる効果的な措置について誠実に交渉することを約束する」は核兵器国だけでなく日本を含めた全ての国の条約義務かと思えます。日本は核兵器を持っていない国として、どのような形で全世界に15,500発ある核兵器をなくすことに貢献できるかが最大の課題かと思えます。

オバマ米大統領の「核なき世界」提唱は画期的

まずは核軍縮をめぐる現状です。2009年に米国のバラク・オバマ大統領が核兵器のない世界を提唱しました。昔、ロナルド・レーガン米大統領が「核兵器戦争には勝利がない」と発言したことはありますが、アメリカ大統領が「核のない世界」を具体的に提唱したのは初めてで、これが主なる理由となってオバマ大統領はノーベル平和賞を受賞しました。直後の2010年にはNPT運用会議が10年ぶりに成功し、同じ年の9月には国連安保理が初めて包括的な形での核軍縮・不拡散に関する決議を首脳会合で採択しました。こういう流れの中で、配備済み核弾頭を2018年までに1,500発までに削減するという米露間で新戦略兵器削減条約（新START）が成立しました。削減はほぼ確実に達成されるでしょう。